

## はじめに



我が国は、急速な少子高齢化の進行や社会経済状況の変化等により、本格的な人口減少社会が到来しております。

本市は、これまでの人口の増加や若い世代の流入により、子育て世代が多く暮らす若いまちとして、年少人口・生産年齢人口は微増の傾向にありますが、今後は人口の減少とともに、緩やかに少子化が進むと予測されています。

国は、こうした社会的背景等に的確に対応すべく、全ての子ども・子育て家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、この法に基づく取組として、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたします。

本市では、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として『かわさき子ども「夢と未来」プラン（平成17年度～平成26年度）』を策定し、子どもが地域の中で健やかに成長できる環境づくりを推進するため、様々な分野にわたり総合的な子ども・子育て支援策を講じてまいりました。

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 子どもの未来応援プラン」においては、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本的な考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」に基づく具体的な取組を位置付け、社会状況の変化等に的確に対応しながら、子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、総合的な子ども・子育て支援を展開し、「最幸」のまちのシンボルである「子どもたちの笑顔」があふれるまちの実現に向けた取組を推進してまいります。

計画の策定にあたっては、市民の皆さんや関係者の方々から、貴重な御意見・御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進につきまして、御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成27年3月

川崎市長

福 田 紀 彦